



お知らせ

目黒区区政功労者表彰



●自治功労

付属機関等委員 浅田眞弓、有村大士、飯ヶ谷知彦、伊藤大助、植野妙実子、大岡華子、岡田一弥、小川加津代、大佛俊泰、小林富佐子、小林万里、佐々木泰、莊島猛彦、鈴木清文、植林洋介、古屋美穂、前田敏宣、眞鍋克博、村上光広

●地域自治振興功労

住区住民会議役員など 辻弘、長沢美南子、平坂雅代、村松美弥子、百瀬節子
町会自治会役員など 磯部暁、猪田和男、印南治恵、大村照子、加藤千鶴子、加藤祐子、楠恵子、久保田実、三溝多恵子、辰巳ヒロミ、田中礼子、長崎眞二、橋本茂利之、原俊雄、藤井雪江、増原恵美子、安井登美江、吉岡一明、若林仲子

●地域社会発展功労

交通安全協会役員 谷口泰通
防犯協会役員 今井礼子
消防団員 牛口真寿美、齊藤誠司、寒河江享、田村啓悟、古山常夫
投票管理者・立会人 飯田由美子、小野ルリ子、片山勇、桂直也、関根まや、滝澤謙二、長野マリ子、福島眞喜子、細谷浩史、堀井良子、山本加奈代

●納稅功労

税務関係団体役員 樋口隆幸

●学校教育功労

私立幼稚園長 上小牧真裕
私立幼稚園教職員 北原まどか、占野晶子、田崎光子、南浩子

●社会教育・スポーツ振興功労

PTA役員 上野玲子、大野祐希、堀内一成、宮島竜、三輪恵美子
体育協会の加盟団体役員 小川安弘、瀧川隆、瀧口正義、富塚まゆみ
スポーツ推進委員 島谷広之
スポーツの普及・振興 川村泰子、小杉博一、竹内三枝子

●文化功労

芸術、文化活動団体役員 尾林俊司
芸術文化の普及・振興 花柳近彦、深澤照子、藤野万寿美

●社会福祉功労

保護司 荒井正美、庄司敏也、鈴木直子
民生委員・児童委員 島田恵子、清水美香、館山慶太、三河雅敏
人権擁護委員 宮下徹子
社会福祉関係団体職員 新井淑子、小沢宏行、川端裕司、寺田陽子、中島敦子
家庭福祉員 東條美千子
竹の子クラブ役員 松本英子、山口武志
在宅福祉サービスセンター協力会員 後藤二三子

●保健衛生功労

保育園医 濱田由美子、水嶋美香
清水洋子、田口三千代

●消費生活功労

消費者グループ連絡会役員 清水洋子、田口三千代

●公益功労

寄付者 河合眞

問 総務課総務係(☎5722-9205、FAX5722-9409)



お知らせ

環境調査の実施結果



区は、環境に関するさまざまな測定調査を行っています。令和6年度に行った調査結果のあらましをお知らせします。
環境調査結果は、区**Web**、環境保全課(総合庁舎本館6階)、図書館でご覧になれます。

大気汚染

東山中学校の測定室で、大気汚染物質を常時監視しています。
測定結果は、光化学スモッグ濃度を示すオキシダント以外は、環境基準を満たしていました。また、光化学スモッグ注意報の発令は6回でした。大気汚染物質測定値の1時間ごとの速報値は区**Web**でご覧になれます。

自動車騒音・振動

騒音・振動を調査した結果、騒音は、環境基準を超過する地点がありました(右表★印)。振動は、全ての地点で国が定める基準値(要請限度)以下でした。

▼自動車騒音測定結果 単位:dB(※1)

対象道路	昼間	夜間
環境基準	70	65
玉川通り(青葉台3丁目)	★73	★71
玉川通り(東山3丁目)	★73	★72
山手通り(中目黒1丁目)	70	★68
環状7号線(柿の木坂2丁目)	★73	★71
駒沢通り(五本木2丁目)	69	★68
淡島通り(大橋2丁目)	67	65

※1 騒音や振動などの強さを示す単位

水質汚濁

目黒川の水質について、汚れの目安となるBOD(生物化学的酸素要求量(※2))などを調査しました。測定値は環境基準内でした。

地下水の水質は9地点で調査した結果、1地点でテトラクロロエチレン(※3)が環境基準を超過しました。

※2 水中に存在する水質汚濁物質の量の指標。微生物(細菌)が水中の汚濁物質(有機物)を分解する時に消費する酸素量を示す

※3 有害化学物質

問 環境保全課公害対策係(☎5722-9384、FAX5722-9401)

意見募集



区内全域での路上喫煙禁止に向けた意見募集



区は、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境づくりのため、喫煙所の整備を進めながら、区内全域での路上喫煙禁止に向けて条例改正骨子案をまとめましたので、ご意見をお寄せください。

改正の趣旨

区は、平成15年にポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例を施行し、自由が丘・中目黒・学芸大学・都立大学駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定し、区域内に喫煙所を整備してきました。

このたび、法改正や社会情勢などを踏まえ、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のさらなる取り組みとして条例骨子案をまとめました。

改正内容

- ①区内全域で路上喫煙(※)を禁止します
- ②公共の場所以外で喫煙する場合に、受動喫煙防止のための配慮を明確にします
- ③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます
※道路、公園、広場などの公共の場所(区の喫煙所などを除く)で、歩行中または立ち止まって喫煙(加熱式たばこを含む)する行為

意見の提出方法

書式は問いません。頂いたご意見には個別に回答しませんが、要旨を取りまとめて公表します。(原文、住所・氏名などは公表しません)

申 10月15日～11月14日に、区**Web**/FAX/郵送/窓口

※提出方法の詳細は区**Web**をご覧ください

骨子案(全文)は、区**Web**、環境保全課(総合庁舎本館6階)、地区サービス事務所(東部を除く)、住区センター、図書館でご覧になれます。

問 環境保全課環境計画係(☎5722-9606、FAX5722-9401)